地域でつくる、安全で環境にやさしいまち

基本目標

2

生活•環境

【あんしんの施策】

施策

2 - 1 - 1

環境保全・創造の推進

B的 良好な地域環境だけではなく、地球環境も保全する こと。

現状と課題

- ・ 近年、電気や燃料などエネルギーの消費から発生する CO_2 をはじめとする * 温室効果ガス に起因する * 地球温暖化など、地球規模での環境問題が深刻化しています。我が国では * 低 炭素社会づくりを進めており、本市においても CO_2 排出量の少ない低炭素型の生活や経済 活動への転換が必要です。
- ・ 平成23年3月11日に発生した*東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故によって、原子力発電に対する信頼がゆらいでいます。本市では放射線の影響を把握するほか、原子力発電への依存を減らしながらも、電力需要を満たし、かつ CO_2 排出量を抑制するためには、 CO_2 排出量の少ない*再生可能エネルギーの普及が必要です。
- ・ 本市は緑の木々やきれいな水などの自然環境や、緑豊かな街並みなど快適な生活環境に恵まれています。本市ではこのような良好な地域環境を未来に引き継ぐため、市民・事業者・ 行政が一体となって環境に配慮した活動を実施していくことが必要です。
- ・ 本市では「春日部市環境基本条例」に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的、 かつ計画的に推進し、環境にやさしい*環境共生都市の実現に取り組むことが必要です。

■施策の方向性

□環境共生都市の実現

- •「*環境基本計画」および地球温暖化に係る環境施策を実効あるものとするための啓発事業などを実施します。
- ・公害対策や廃棄物・*リサイクル対策などを総合的に進めて、環境共生都市を実現します。
- 環境にやさしい生活様式と社会経済システムを構築するため、「* 行動主体別環境行動指針」を推進します。

□地球温暖化対策の推進

- •「環境基本計画」に基づき、温室効果ガスの排出抑制に係る市、市民、事業者の行動指針などを推進します。とくに、地球温暖化など地球環境問題の理解と協力を得るため、原因と対策などに係る各種啓発事業を推進します。
- 本市全域の温室効果ガスの排出抑制のため、「地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」を推進します。 また、市の事務事業に関する「地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」を推進することにより、市 が率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。⇒成果指標①
- ・関係機関や関係諸団体と連携して、省エネルギーのほか、本市に適した再生可能エネルギー設備の導入の推進、低公害車の普及、*エコドライブなどの自動車対策、*緑のカーテンの推進などに取り組みます。⇒成果指標②

□公害対策の推進

- ・大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの公害対策のため、大気・水質・騒音などの測定、調査・監視体制の整備、公害防止に関する啓発などを推進し、地域環境の保全に取り組みます。⇒成果指標③
- ・公害処理関係機関との緊密な連携のもと、監視パトロールなどに努めます。
- ・公害苦情処理全般にわたる専門的知識を有する職員を養成します。
- 環境の保全・創造に係る施策を効果的なものにするため、生態系調査を適宜実施し、これらの結果を 公表します。

• 福島第一原子力発電所の事故による本市の環境中への * 放射性物質の影響を調査し、積極的に公表します。

■成果指標

	成果指標	現状値	目標値
① CO ₂ 排出量		960.6千t-CO ₂ (平成 20 年度)	783.8千t-CO ₂ (平成 29 年度)
指標値の根拠	平成 29 年度の推計値に対して 20%削減が目標ですが、そのうち国が 6 割、電力会権値の根拠 が 3 割、市が 1 割を削減するものです。エコファミリー認定制度の推進や省エネ機能の普及促進、太陽光をはじめとする再生可能エネルギー設備の普及促進を行います。		制度の推進や省エネ機器
② 再生可能エネルギー設備導入件数 (公共施設)		13 件 (平成 23 年度)	20 件 (平成 29 年度)
指標値の根拠	公共施設の建て替えや施設の大規模改修などの際に、個別に導入することを検討する ものです。毎年 1 件程度を目標とします。		
③ *環境基準適合率		89.6% (平成 23 年度)	92.7% (平成 29 年度)
指標値の根拠	水質汚濁防止法および騒音規制法の常時監視業務における環境基準適合率を上昇させることで、生活環境の向上を図るものです。 河川の水質調査地点は9河川11地点、道路交通騒音は20路線を対象とし、環境基準適合率の向上を目標とします。		

■市民・地域の協力

- ・地球環境の大切さを理解し、低炭素型の生活や経済活動への転換や再生可能エネルギーの普及に取り組むことが望まれます。
- ・自然環境や生活環境の大切さを理解し、身近な環境の保全への協力が望まれます。

■主な事業

事業名	事業内容
環境政策推進事業	・ 希少動植物を含む自然環境分布調査を行います。
再生可能エネルギー推進事業	・ 住宅用太陽光発電設備を設置しようとする市民に補助を行います。
公害対策監視事業 (河川水質・底質調査)	・ 河川水質・底質の監視を行います。
公害対策監視事業 (道路交通騒音調査)	・ 自動車による道路交通騒音の監視を行います。
公害対策監視事業 (* ダイオキシン類環境調査)	・ ダイオキシン類の監視を行います。
公害対策監視事業 (地下水汚染現況調査)	・ 地下水汚染の状況を把握するため、監視を行います。
公害対策監視事業 (水質等分析検査)	・ 市内の工場・事業場から排出される排水などの規制指導を行うため、 立ち入り検査を行います。

■個別計画

- 春日部市環境基本計画
- ・春日部市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】・春日部市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】

施策

2 - 1 - 2

ごみ減量・資源化の推進

B的 ごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進し、*循環型社 会を形成すること。

現状と課題

- ・ 大量生産・大量消費・大量廃棄型の従来の社会経済活動は、私たちの生活を便利で豊かなものとした一方、天然資源の消費や環境への負荷となり、大きな社会問題となっています。
- ・ 市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責務において、ごみの減量化を進めるとともに、 発生したごみの分別排出の徹底と資源化にさらに取り組み、循環型社会への転換を図ることが必要です。また、社会全体の取組として、ごみが少ない生活様式への転換をさらに進めることも必要です。
- ・ ごみ処理施設については、老朽化が進んでおり、今後計画的な施設更新が必要です。また、し尿処理施設は、稼動から 35 年以上経過し、平成 24 年度から施設更新事業に着手し、 平成 29 年度に供用開始予定です。
- ・本市では、平成24年3月に「*一般廃棄物処理基本計画」を改訂し、ごみの3R(発生抑制、再使用、再生利用)を推進し、現在の便利で快適さがあたりまえの生活意識と習慣を見直し、ごみを減らしごみを生かす生活が「あたりまえ」の循環型都市の実現を目指すこととしています。

■施策の方向性

□ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

- ・ごみの3R(発生抑制、再使用、再生利用)を推進し、ごみ減量化意識を高めるとともに、春日部市3M運動(マイバッグ・マイボトル・マイはし)を推進します。⇒成果指標①・②・③
- ・リターナブル製品や再生資源を利用した再生品の購入や利用を促進します。⇒成果指標①・②

□市民、事業者、行政のパートナーシップの充実

- ・市民・事業者・行政の役割を明確にし、相互の連携を図ります。
- 各種団体のごみの減量化や資源化の活動を支援します。⇒成果指標①・③
- 多量排出事業所などに対して、ごみの減量化、資源化を指導します。⇒成果指標②
- クリーンかすかべ推進員(廃棄物減量等推進員)を通じて、適正な分別排出の徹底を図ります。 →成果指標③

□広報・啓発・環境教育の推進

- ・広報紙や市ホームページを充実し、ごみ処理にかかる費用、ごみの減量化や資源化、発生抑制、再使用、 再生利用の方法などの情報をわかりやすく発信します。⇒成果指標①・②・③
- ・多くの市民が集まる市内で開催されるまつりなどの会場を利用し、ごみ減量化を目的に春日部市 3M 運動(マイバッグ・マイボトル・マイはし)の啓発を図ります。 ⇒成果指標①
- ・施設見学会などを利用し、環境教育の充実を図ります。

□環境に配慮した廃棄物処理システムの構築

- ・資源化の向上を図り、*資源化率の数値目標を実現するため、*焼却残渣の資源化を図ります。また、 法律に基づき*リサイクルルートが確保されているものの適正な処理を促進します。**⇒成果指標**③
- ・ごみ処理施設更新計画においては、環境配慮型の整備を検討します。

■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 家庭系のごみ 1 人 1 日当たり排出量		745g/ 人日 (平成 22 年度)	698g/ 人日 (平成 29 年度)
指標値の根拠 国・県の削減計画を基に、市の削減 たものです。		目標(平成 20 年度に対し	して8%削減)を設定し
②事業系ごみ排出量		21,546t/ 年 (平成 22 年度)	20,810t/ 年 (平成 29 年度)
指標値の根拠	国・県の削減計画を基に、市の削減目標(平成 20 年度に対して 20%削減)を設定したものです。		
(3) 谷油ル家		23%以上 (平成 29 年度)	
指標値の根拠 国・県の資源化目標を基に、市の資源化率を設定したものです。		۲.	

■市民・事業者の協力

- ・ごみの減量化・資源化の取組が望まれます。
- ・ごみの発生抑制・再使用・再生利用への協力が望まれます。

■主な事業

事業名	事業内容
ごみ減量化・資源化推進事業	・ ごみ減量化・資源化等推進審議会の運営とともに、クリーンかすかべ推 進員の活動を支援することにより、ごみの減量化・資源化を推進します。
ごみ収集運営事業	・ 家庭から排出される可燃ごみ、不燃ごみおよび資源物などを収集・運搬します。
ごみ処理施設運営事業	・ ごみの減量化・資源化を推進し、環境に配慮したごみ処理を行います。・ ごみ焼却施設から排出された焼却灰のうち、燃え殻である主灰は、民間資源化施設への委託により、資源化(人工砂化など)を行います。
クリーンセンター等運営事業	・市内から搬出される不燃でみおよび戸別収集した粗大でみ並びに直接持ち込みの粗大でみなどはクリーンセンターへ搬入・処理を行います。・かん、びん、ペットボトル、廃蛍光管、廃乾電池を分別し、資源として再利用できるよう処理します。
し尿処理施設運営・更新事業	・春日部市内からのし尿と浄化槽汚泥を処理します。・し尿処理施設を更新します。
リサイクル発電整備事業	・ 環境センターのごみ発電設備による余剰電力の売電を可能にすることに より、再生可能エネルギーの有効利用を図ります。

■個別計画

- 春日部市一般廃棄物処理基本計画
- 春日部市環境基本計画

施策

2 - 1 - 3

環境意識啓発と身近な取組の推進

目的 市民一人ひとりが率先して、環境美化や*地球温暖化 防止に取り組むようになること。

現状と課題

- 環境問題に対する意識の高まりや快適な居住環境が求められるなかで、地域における衛生 的な生活環境の維持は、ますます重要視されてきています。
- ・ 環境美化については、空き地の維持管理、ペットの飼育マナーの周知などが求められているとともに、市民一人ひとりが「まちをきれいにする」意識を持ち、* 環境美化活動に取り組むことが不可欠となっています。
- ・ 地球温暖化をはじめとする、さまざまな環境問題を解決するためには、市民一人ひとりが環境への関心と理解を深めると同時に、環境にやさしい生活様式への転換など、具体的な行動を実践することが必要です。

■施策に関する参考情報

【環境学習講座】



■施策の方向性

□環境美化活動の促進

- ・道路・河川・水路などの美化に向け、自治会を中心とした市民主導による環境美化活動を促進します。 ⇒成果指標① また、市民の協力のもと市内一斉清掃を年1回実施します。
- ・農地以外の遊休地に対し、適切な管理指導を行います。

□環境衛生の推進

- 害虫の駆除、公衆トイレの維持管理の充実、管理が行き届かない空き地の適正管理など、安全で衛生的な地域環境づくりに努めます。
- ・犬の登録や狂犬病予防注射、飼育マナーの徹底など、飼育者に対する管理指導を強化します。とくに、 近年、室内で飼われている小型犬が増えていますが、未登録の場合があるため、登録するよう、管理 指導に取り組みます。

□ごみ散乱防止対策の推進

- ・関係機関と連携し、不法投棄の監視、取り締まりを強化します。
- ・ポイ捨てされるタバコの吸殻や容器包装に対して、対策の検討を行います。

□環境保全に対する意識啓発

- ・「*環境基本計画」に基づき、市民・事業者・行政のパートナーシップによる環境の保全・創造を推進するため、さまざまな機会を通じて、市民一人ひとりの問題として、環境保全に対する意識の高揚を図ります。
- 商品やサービスを購入する際、環境の視点を重視し、環境に与える影響ができるだけ少ないものを選ぶように意識啓発を進めます。
- 環境保全リーダーの養成や関係団体との連携強化を図り、環境保全への取り組み体制の充実を図ります。⇒成果指標2

□環境教育・環境学習の充実

- ・*生涯学習活動との連携を図り、生涯を通じた環境学習機会の充実に取り組みます。
- ・小学校においては、環境に関する知識を有する市民の協力による環境学習講座や生き物調査を通じ、環境教育の充実に努めます。

■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 市民主導による環境美化活動の実施回数		300 回 (平成 23 年度)	320 回 (平成 29 年度)
指標値の根拠	市民による自主的な美化活動を促進し、年3回以上増やすことを目標とします。		
② 環境保全リーダー養成講座修了者		247 人 (平成 23 年度)	347 人 (平成 29 年度)
指標値の根拠	毎年 20 名の参加により、延べ 100 名の修了者を目標とします。		

■市民・地域の協力

- ・自治会を中心とした環境美化活動への参加が望まれます。
- ・飼育マナーの徹底が望まれます。

■主な事業

事業名	事業内容
環境衛生事務	・ 公衆トイレの清掃および管理を実施します。
環境衛生事務(害虫駆除に 関する事業)	• 市内中小雑排水路、所有者不明の樹木(桜)、床下浸水時の消毒を実施します。
環境衛生事務(あき地の環 境保全に関する事業)	・ 市民からの相談により、あき地の所有者および管理者に雑草の除去を依頼 し、自分で除去できない所有者などには除去業者をあっせんします。
犬の登録等事業	・ 狂犬病の発生の予防および飼い犬の登録などを行います。
環境政策推進事業(再掲)	・ 環境保全リーダーの養成や関係団体との連携を図り、環境保全への取組体 制の充実を図ります。
路上喫煙防止対策事業	・路上喫煙防止に関する啓発活動を実施します。・駅周辺や商店街などの、通行量が多く喫煙による人への火傷や副流煙の被害が想定される場所について路上喫煙禁止区域として指定します。・路上喫煙禁止区域内を巡視し、必要に応じて指導します。

■個別計画

• 春日部市環境基本計画

2

犯

罪

や事

故

の

な

い

安心して暮らせるまちをつくる

施策

2 - 2 - 1

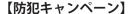
犯罪抑止のまちづくりの推進

取罪から市民を守り、市民一人ひとりの防犯意識が高まり、地域における防犯活動が活発に行われること。

現状と課題

- ・ 社会の多様化を背景として、犯罪が起こりやすい環境となっており、ひったくりや空き巣 などの犯罪が依然として多くなっています。また、暴力排除の機運の高まりと取り締まり の強化により、暴力団は社会から孤立しつつありますが、凶悪犯罪や薬物犯罪は市民にとっ て大きな脅威となっています。
- ・ 市民が犯罪から守られるよう、警察署などの関係機関と連携を図り、防犯施設の整備を強化し、暴力排除・暴力追放を推進することが必要です。
- ・ 都市化が進み、社会環境の変化とともに、地域の連帯感が希薄になり、犯罪が起きやすい 環境が生まれて、子どもや高齢者が巻き込まれる犯罪が発生しています。このため、市、 警察署、防犯団体および市民が一体となり地域ぐるみで犯罪が起きにくいまちづくりを推 進していくことが大切です。
- ・ 犯罪や非行を未然に防止するためには、家庭、職場、学校、地域社会などの理解と協力のもと、 普段から犯罪の発生抑制について心がけるよう、防犯意識の啓発を図るとともに、地域に 根ざした幅広い防犯活動を実施していくことが必要です。

■施策に関する参考情報





■施策の方向性

□関係機関との連携強化

・犯罪を防ぎ、治安を向上させ、安全な市民生活を確保するため、警察署などの関係機関との連携を強化します。**⇒成果指標①**

□防犯施設の整備

- 防犯施設の整備を進めるとともに、防犯体制の強化を図ります。
- 必要に応じて、繁華街や地下道などに防犯カメラを設置します。

□暴力排除・暴力追放の推進

- ・暴力排除推進協議会や警察署などの関係機関との連携により、暴力のない住みよいまちを目指して暴力追放意識の啓発活動を推進します。⇒成果指標②
- ・公営住宅などへの暴力団関係者の入居制限をはじめとした、暴力追放活動を実施します。

□防犯意識の啓発

- ・地域ぐるみでの防犯意識の高揚を図ります。
- 関係機関との連携のもと、広報活動の充実により、犯罪から身を守る知識の普及および防犯意識の啓発に努めます。子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、とくに社会的弱者に対する防犯意識の向上に取り組みます。

□地域ぐるみの防犯活動の展開

- 犯罪防止運動を進めて、明るく犯罪のない地域づくりに努めます。とくに、新しく新設される大規模 小売店舗などにおける積極的な防犯活動に取り組みます。
- * 自主防犯活動団体の育成・支援に努め、地域防犯体制の推進を図ります。**⇒成果指標**③

□地域防犯体制の充実

• 防犯協会や警察署などの関係機関との連携により、犯罪の未然防止対策や自主防犯体制の充実を図りつ つ、自治会との連携を強化し、地域防犯推進委員を中心とした防犯活動を促進します。**⇒成果指標**④

□安心・安全情報の共有

・犯罪・災害・不審者情報などの伝達の迅速化・共有化を図る*安心安全メールの拡充を図り、市民 一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域の防犯力の向上を図ります。⇒成果指標⑤

■成果指標

	成果指標	現状値	目標値
① 千人当たり刑法犯認知件数		12.63 件	11.0件
		(平成 23 年)	(平成 29 年)
指標値の根拠	│各年の市の全刑法犯認知件数を人口 │11 件を目標とします。]で割り、1,000 を掛けた	数値(犯罪率)であり、
② 街頭キャンペーン	ンなどのボランティア数(講習会・研	625 人	1,000 人
修会を含む)		(平成 23 年度)	(平成 29 年度)
指標値の根拠	指標値の根拠 春・秋・年末年始のキャンペーン 400 人、青パト講習会 300 人、暴力団対策研修会 300 人の合計 1,000 人を目標とします。		
 ③ 自主防犯活動員数	Кhт	4,208 人	5,850 人
② 日土別北泊勤貝勢	双	(平成 23 年度)	(平成 29 年度)
指標値の根拠	市内 195 自治会× 30 人= 5,850 人を目標とします。 ※ 1 団体 30 人は、平成 21 年度末、146 団体、4,566 人の平均から算出		
Ø R±X□ /° L □ □ II.3	たにっている中沿への割へ	80.5%	100%
④ 防犯パトロールを行っている自治会の割合		(平成 23 年度)	(平成 29 年度)
指標値の根拠 市内 195 自治会×1 団体= 195 団体を目標とします。 (参考: 平成 23 年度、157 団体)			
(スカンカン) エクジセネギ		6,200 人	20,000 人
⑤ 安心安全メールの登録者数 		(平成 23 年度)	(平成 29 年度)
指標値の根拠	年度末の安心安全メール登録者数 20 (参考:平成 24 年 8 月 1 日現在、約		

■市民・地域の協力

- ・犯罪・暴力排除に関する研修会への参加が望まれます。
- ・防犯キャンペーンに参加し、防犯に対する理解を深めることが望まれます。
- ・自治会により防犯パトロールへの参加が望まれます。

■主な事業

事業名	事業内容		
防犯・暴力対策事業	・ 犯罪情報・防犯情報の提供、自主防犯団体への支援、防犯パトロールの 活動、防犯カメラシステムの整備、防犯・暴力排除意識の啓発活動、街 頭キャンペーンなどを実施します。		

■個別計画

・春日部市防犯のまちづくり推進計画

2

犯

罪や

故

0

な

い

安心して暮らせるまちをつくる

施策

2 - 2 - 2

交通安全対策の推進

■ 1 道路の利用者が交通ルールとマナーを守り、道路を安心して通行できること。

現状と課題

- ・ 自動車保有台数の増加や生活様式の多様化などを背景に、国道 4 号と 4 号バイパス、国道 16 号が交差する本市では交通事故は依然として多発しています。このため、市民の交通安全意識の高揚とともに、事故形態や道路交通環境にあわせた交通安全施設を整備することが必要です。また、歩行者や自転車の通行マナーの向上や、車両の安全な通行の妨げとなる放置自転車や違法駐車対策も不可欠です。
- 高齢化の進行に伴い、高齢者が交通事故の被害者や加害者になるケースが増加しており、 高齢者に対する交通安全対策が求められています。

■施策に関する参考情報

【交通事故死傷者数の推移】



■施策の方向性

□交通安全意識の啓発

- ・警察署や関係団体との連携を図り、市民の交通安全意識を高めるための広報啓発活動や年齢層に応じた交通安全教育を推進します。とくに、高齢者の交通安全意識の高揚に取り組みます。⇒成果指標①
- ・シートベルトの着用や*チャイルドシートの正しい取り付け方など、自動車の安全な運転に関する知識の普及に努めます。とくに、高齢者の安全運転の健康度を測る*シルバードライバーズドックなどを安全な運転方法の周知に取り組みます。⇒成果指標①
- 自転車の正しい通行マナーの周知に取り組みます。⇒成果指標② ③

□交通安全施設の整備

- ・交通の安全を確保するため、道路反射鏡(カーブミラー)、区画線、道路標識、街路灯などの交通安全施設を整備します。⇒成果指標②
 ・③
- 事故発生の多い交差点や道路においては、路面表示や*キララ舗装、*グリーンベルトなどによる交通事故抑制対策を推進します。⇒成果指標②・③

□交通規制の推進

・交通情勢の変化に応じた交通規制の実施や信号機の設置を関係機関に要請します。⇒成果指標②・③

□交通事故被害者救済対策の充実

• 交通事故被害者の救済のため、関係機関と連携を深め、交通事故相談体制の充実を図ります。また、 各種手当ての支給など交通遺児対策の充実に努めます。

□自転車通行マナーの向上と放置自転車・違法駐車対策の推進

- 自転車利用者に対し、通行マナー向上のための広報啓発活動を行うとともに、自転車の誘導整理や放置自転車の撤去などの対策を推進します。
- ・違法駐車に対する取り締まりの強化を関係機関に要請します。

■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 交通安全教室の参加者数		13,400 人 (平成 23 年度)	13,400 人 (平成 29 年度)
指標値の根拠	少子化であるが現状の参加者を確保することを目標とします。		
② 交通事故発生件数		4,972 件 (平成 23 年)	4,700 件 (平成 29 年)
指標値の根拠	平成 29 年までに 5% の削減を目標とします。		
③ 交通事故死傷者数		1,308 人 (平成 23 年)	1,100 人 (平成 29 年)
指標値の根拠	指標値の根拠 平成 29 年までに 15% の削減を目標とします。		

■市民・地域の協力

- ・交通安全教室への参加が望まれます。
- ・自転車利用者は通行マナーを守ることが望まれます。

■主な事業

事業名	事業内容
交通安全対策事務	・ 交通安全教室などを開催します。
交通安全施設設置・管理事業	・ 道路の危険箇所に申請に基づき道路反射鏡を設置します。また、必要 な場所に道路区画線を設置します。
街路灯設置・管理事業	・ 地元住民の代表者からの申請に基づいて現地を調査し、街路灯を設置します。
放置自転車対策事業	・ 随時、放置自転車の撤去を行います。

■個別計画

• 春日部市交通安全計画

2

犯

罪

や事故

の

な

い

安心して暮らせるまちをつくる

施策

2 - 2 - 3

安心できる消費生活の推進

目的

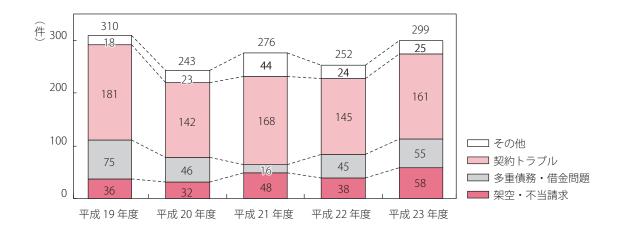
消費者が安心・安全な消費生活を送ることができると ともに、いつでも消費・商品に関する情報が得られ、 相談ができること。

現状と課題

- ・ 多様化する消費者のニーズにあわせて、商品・サービスも多種多様なものが次々と登場しており、なかには複雑・高度な商品のために、消費者の知識や情報では対応できないという問題が生じています。例えば、資産運用に関する詳しい知識がないまま、個人が投資などにかかわるケースが増えているほか、通信販売やインターネットの通信接続に関するトラブル、多重債務問題が発生しています。また、悪質商法や欠陥商品など、若者や一人暮らしの高齢者が被害者となるケースも発生しています。
- ・ これらの問題に対処し、安心・安全な消費生活を送るためには、個々の消費者が責任を持って主体的に行動することが求められており、その際、消費者への正しい情報の提供や保護が必要になります。
- ・ 消費生活相談窓口では、消費生活相談員が市民からの相談や苦情処理にあたっていますが、 相談件数は年々増加しつつあり、さらに相談内容が複雑化して問題の解決まで長期間かか る場合があります。このため、相談員のスキルの向上や相談日の増加など、相談業務の充 実が必要です。
- ・ 計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保する*計量制度は、社会経済活動において根幹をなす制度であり、この制度のもと消費者の安定した日常生活を保護していく必要があります。このため、事業者へ計量制度の十分な認識を図るとともに、広く*計量思想の普及啓発に努めることが必要です。

■施策に関する参考情報

【消費生活相談件数の推移】



■施策の方向性

□消費者意識の高揚

・消費者意識に関する啓発活動や相談、消費生活に関する的確な情報の提供体制の充実を図ります。

□消費生活に関する情報提供および相談体制の充実

- ・消費生活講座などを開催し、最新の消費問題の動向など消費生活に関する情報の提供を行い、消費者の契約を巡るトラブルの未然防止を図ります。**→成果指標①**
- ・相談員のスキルの向上を図り、消費者の相談に迅速に対応できる相談業務・窓口の充実に努めます。 →成果指標②

□消費者団体の活動支援

・地域において消費者が進める自主的・主体的活動や消費者団体の活動を支援するとともに、各活動のネットワーク化を図ります。

□計量思想の普及・充実

- ・特定商品の*量目立入検査、*特定計量器を使用する事業者への立入検査、取引・証明に使用するはかりの定期検査を実施します。
- ・商工まつりなどイベントを活用し、広く計量思想の普及に努めます。

■成果指標

成果指標		現状値	目標値
①消費に関する講座の参加者数		69 人 (平成 23 年度)	80 人 (平成 29 年度)
指標値の根拠	年度内 1 回開催する消費生活講座の参加者数 80 人を目標とします。		
②消費相談件数		299 件 (平成 23 年度)	310 件 (平成 29 年度)
指標値の根拠	年度末の消費生活相談件数が、過去の最多件数(平成 19 年度) 310 件を目標とします。 (参考:過去の最多件数、平成 19 年度 310 件)		

■市民・地域の協力

• 消費に関する講座に参加して消費問題の情報と対応を理解し、身近な人たちに伝え合うことによって、消費問題の未然防止に取り組むことが望まれます。

■主な事業

事業名	事業内容	
消費者生活対策事業	・ 本庁別館の市民相談室にて消費生活相談を行います。	
くらしの会補助金	・ 消費生活において生じる諸問題について学習や情報を収集するくらしの会 に補助金を交付し、知識の普及、自主活動を促進します。	

施策

2 - 3 - 1

災害に強いまちづくりの推進

目的

災害に強いまちになり、市民の生命や財産を守ること。

現状と課題

- ・ 平成 23 年 3 月 11 日に発生した*東日本大震災などを契機に、都市の安全性や災害への備 えの重要性が再認識されています。
- ・ 本市は江戸川や中川、大落古利根川および新方川の流域に属し、河川の氾濫や決壊時にお ける浸水被害想定や避難場所の再点検など、水害対策の充実が求められています。
- ・ 即応的・機動的な防災体制を整備するため、「* 地域防災計画」に基づいて、防災知識の普及啓発と*自主防災組織の育成、防災情報収集伝達体制の整備、相互応援協定の締結、飲料水兼用耐震性貯水槽、非常用食料など備蓄備品の整備、帰宅困難者への対応、避難場所の指定などに取り組むことが必要です。
- ・ 震災時には防災行政無線を通じた正確な情報の伝達が求められており、* 防災情報システム などを活用した情報伝達の手段や方法などについての調査・研究を行う必要があります。

■施策の方向性

□地域防災計画の策定および推進

- •「地域防災計画」に基づいて、平時より*危機管理体制の充実に努めるとともに、国・県の動向、社会状況の変化に応じて計画の見直しを行います。
- 「地域防災計画」および「職員初動対応マニュアル」を適宜見直し、災害対応能力の充実・強化に努めます。

□危機管理体制の確立

- ・地震や風水害、* 武力攻撃事態や大規模テロなどの * 緊急対処事態などの災害に対して迅速に対処できる危機管理体制の確立を図ります。
- ・緊急対処事態などに備えて、正確な情報の伝達や市民の避難、避難した市民の救援、災害への対処などの措置を実施するための体制を整備します。

□初動対応体制の整備

- ・多様な災害の発生を想定して、初動対応体制の整備を進めます。
- 災害時における重傷者や救援物資などを航空輸送する体制として、臨時ヘリポートの確保に努めます。

□避難対策の充実

- ・災害時に市民が速やかに、かつ安全に避難できるよう、正確な情報の伝達や避難場所の確保、誘導案 内板の設置など、避難対策の充実を図ります。→成果指標①とくに、*災害時要援護者の円滑な避難 に向けて、居住地の把握や救助者の確保などの体制づくりに努めます。
- ・防災資機材の点検・修理・補充、応急復旧用機材の整備、飲料水や非常食品、毛布など備蓄物資の見直しによる避難生活用物資の充実と、備蓄倉庫の計画的な整備・確保など、応急活動体制の強化を図ります。⇒成果指標②
- ・緊急輸送道路の整備や代替輸送道路の確保を計画的に進め、大規模災害時における輸送体制について 関連する輸送機関や運輸会社など、関係機関との調整のうえ、「地域防災計画」に基づいた協力を働 きかけます。
- ・災害時における医療救護体制については、医療機関および薬局・薬店との連携を強化し、円滑な医療 救護体制の充実に努めます。

□復旧対策の充実

- ・大規模災害時における電気・ガス・上下水道・電話などの*ライフラインの復旧に関して、関係機関と連携し、より迅速に対応できるように努めます。
- ・災害時における広域応援協力体制の確立を図ります。

□情報収集・情報伝達機能の向上

・災害時における初動対応・応急対策、さらには*二次災害防止に、正確な情報の迅速な収集・伝達が

きわめて重要であるため、電話の不通、市街地の拡大や建築物の高層化などによる防災行政無線の難聴地域の解消に向けて、防災行政無線の機能充実などに努めます。⇒成果指標③

• * 衛星通信ネットワークおよび防災情報システムを利用した情報収集、連絡体制の充実に努め、新たな情報伝達機器の導入についても、研究を進めます。

□都市の防災性の向上

- ・公共施設の耐震性の向上、道路・公園の整備や農地・緑地の保全による*オープンスペースの確保など、公共施設や都市基盤の整備にあたっては、計画・立案の段階から関係部局との連携を図り、防災性の向上および災害を念頭において整備を推進します。
- 市街地での火災の危険性を低減し、火災に強い市街地を形成するため、建物の不燃化を促進する「防火地域」および「準防火地域」の指定を推進します。

□耐震改修の促進

- ・建築物の耐震診断および耐震改修を促進する「春日部市建築物耐震改修促進計画」に基づき、公共建築物や民間建築物の耐震化を推進します。
- ・建築物の耐震診断および耐震改修を支援します。

■成果指標

	成果指標	現状値	目標値
① 避難者を収容する建築物のある避難場所の耐震化率		50% (平成 23 年度)	100% (平成 29 年度)
指標値の根拠	建築物のある避難場所について、社会状況の変化などを踏まえ見直しを行うとともに、 耐震化を進め、100%を目標とします。		
②必要な備蓄品の充足率		— % (平成 23 年度)	100% (平成 29 年度)
指標値の根拠	地域防災計画に伴う、備蓄品の整備計画に基づき、必要な品目・数量を確保し、 100%を目標とします。		
③ 防災行政無線のデジタル化		— % (平成 23 年度)	100% (平成 29 年度)
防災行政無線における難聴対策を含め、市民にもれなく緊急事態を伝える手段を構築 指標値の根拠 する。その手法として現在アナログ式の防災行政無線を、拡張性のあるデジタル式で 整備し、100%を目標とします。			

■市民・地域の協力

- 避難場所や避難経路などの防災知識を習得することが望まれます。
- ・地域防災計画の策定に参加することが望まれます。

■主な事業

事業名	事業内容
災害対策本部強化事業	・ 地域防災計画に基づき、資機材整備・訓練強化・運営マニュアルを整備し、 自主防災組織との連携強化および災害協定の強化などを行います。
防災かすかべデジタル化 整備事業	・ 災害などの有事の際に市民に一斉に情報を伝達するため、拡張性の高い デジタル式防災無線に更新します。
備蓄備品等整備事業	・「春日部市地域防災計画」に基づき、備蓄備品を整備します。
防災体制強化事業	・ 災害時に市民が迅速かつ安全に避難できるよう、日頃から避難場所の所在 地について周知を図ります。
防災事務	・ 災害時の市職員動員体制の確立、災害情報収集伝達のための通信機器の整備、自主防災組織の育成強化、防災意識啓発などを行います。
耐震改修等事業補助金	・ 地震災害から市民の生命財産を守り、災害に強いまちづくりを推進する ため、住宅などの耐震化を促進します。耐震診断および耐震改修を行った 所有者に助成を行います。

■個別計画

- 春日部市地域防災計画
- 春日部市建築物耐震改修促進計画

施策

2 - 3 - 2

消防・救急体制の充実・強化

目的

火災や災害に迅速に対応できること。

現状と課題

- ・ 近年、住宅の密集化、建物の高層化が進み、火災発生時における危険性は高まっています。 また、地震などの大規模災害や NBC 災害(N:放射性・B:生物・C:化学)などの特殊災 害に対応するため、ますます消防・救急・救助の活動業務は複雑多様化しています。
- ・ 市民が安心して安全に暮らすためには、消防・防災体制の充実・強化を図るとともに、効果的な予防対策を進めることが不可欠です。また、複雑多様化する建築物や危険物施設に対して*予防査察の強化を図り、効果的な安全対策を進めることも必要です。
- ・ 高度化する救急業務に対応するため、救急資機材の整備・充実、* 救急救命士の育成および 医療機関との連携強化など、救急体制の充実を図ることが必要です。さらに、市民への応 急手当の普及啓発も進める必要があります。
- ・ 地域防災の要となる消防団と市民による予防消防の推進に努めるとともに、広報活動を積極的に行い、地域や事業所との連携を図りながら、消防力の充実強化など一層の推進を図ることが求められます。

■施策の方向性

□消防施設の耐震化

・災害による被害を最小限にとどめるため、消防庁舎や消防団車庫などの施設が*防災拠点としての機能を発揮できるよう、耐震性を確保し災害時の防災拠点としての強化を図ります。

□消防・救急体制の充実

- ・消防活動体制・緊急指令体制・火災予防体制・救急救助活動体制などの整備を行い、消防・救急・救助体制の充実・強化を図ります。
- ・地域住民や消防団および消防関係機関との協力体制を整備して、総合的な消防体制の強化を図ります。
- ・消防緊急通信指令施設を充実させるとともに、消防・救急無線をアナログ方式からデジタル方式への 移行を行います。
- ・ 広報紙や市ホームページなどの媒体を利用し、市民に消防・救急に関する情報が浸透するように努めます。

□消防力の強化

- 複雑多様化する災害に対応するため、消防職員および装備品・資機材の整備、消防水利などの適正な配置を行い、消防力の強化を図ります。
- ・火災・救急・救助および大規模災害・NBC 災害などの特殊災害に対応する消防車両・高度救急・救助 資機材などの整備充実を図るとともに、既存車両および資機材を計画的に更新します。

□消防職員の資質向上

- ・火災をはじめ、大規模災害などに対応できるよう、消防職員の教育・訓練を充実します。
- ・高度な業務遂行を可能にするため、職員を消防学校などへ計画的に派遣し、知識および技術を習得させるなど、消防活動体制の強化・充実に努めます。

□火災予防対策の充実

・事業所などに対する予防(防火)査察や防火指導を徹底し、予防の強化を図ります。⇒成果指標① また、住宅防火対策を推進します。

□救急業務の高度化

・救命率の向上を図るため、医療機関との連携を強化し、医師による救急隊への指示・助言体制や事後 検証体制の充実、* 高度救命処置用資機材の整備、救急救命士の育成および再教育など、* メディカ ルコントロール体制の推進に努めるなど、救急業務の高度化を図ります。また、市民や在勤者などを 対象とした、救命講習会の充実を図ります。⇒成果指標②

□大規模災害および特殊災害における体制の確立

・地震などの大規模災害および NBC 災害などの特殊災害に対応するため、関係機関との連携を図るとともに、国・県などが組織する緊急消防援助隊、埼玉県下消防相互応援などの応援・受援計画を策定します。また、* 武力攻撃事態などにおける国民保護のための措置に関する法律に基づき、消防機関の災害対応計画を策定します。

□消防団活動の活性化

• 消防団員を安定的に確保し、地域に密着した消防団活動を実施するため、市民と連携した訓練、広報活動に努めます。

■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 自衛消防訓練参加	nn者数	19,926 人 (平成 23 年度)	23,000 人 (平成 29 年度)
指標値の根拠	自衛消防訓練参加者数を年間 2.5%程度増やすことを目標とします。		
② 普通救命講習受詞		2,052 人 (平成 23 年度)	2,100 人 (平成 29 年度)
指標値の根拠 救命率の向上を図るため普通救命講習会を 2 回分(1 回約 25 人受講)増やすことを 目標とします。			

■市民・地域の協力

- ・自衛消防訓練への参加が望まれます。
- ・応急手当の理解を深めることが望まれます。

■主な事業

事業名	事業内容	
予防活動事業	・ 事業所などに対する予防査察や自衛消防訓練などの防火指導を行います。	
救急活動事業	・ 救命講習会を開催して救命処置の方法を理解してもらいます。	
消防救急無線デジタル化整備事業	・ 消防救急無線を新たなデジタル無線機に交換します。	
消防自動車購入事業	・ 消防自動車などを更新整備することにより、消防力の充実強化を図り、市民の生命、身体および財産を守るものです。	

■個別計画

• 春日部市地域防災計画

施策

2 - 3 - 3

地域の防災力の確立

■的 市民一人ひとりが自主的に災害に備え、地域による防災活動が行われること。

現状と課題

- ・本市では、防災知識の普及啓発と*自主防災組織の育成、防災訓練の実施などに取り組んできました。今後も、大規模災害に備えて、関係機関との連携を図るとともに、市民の防災意識の啓発や*地域防災体制の強化が必要となっています。
- ・ 市民一人ひとりの防火・防災意識の高揚を図り、災害に強いまちをつくるため、自治会および自主防災組織、各種団体などへの広報活動を積極的に推進し、市民と自主防災組織、 事業者が連携して地域防災計画を策定する必要があります。また、訓練指導を通じて、ひとり暮らし世帯の防災指導など、防火・防災意識を深めてもらうことも必要です。

■施策の方向性

□自主防災組織の強化

- ・市民・事業者・行政が一体となった防災体制の拡充、地域における自主防災体制の整備・充実、ボランティア・関係機関との連携による*災害時要援護者対策の確立、地域防災計画の策定など地域防災体制の強化を図ります。
- 市民と行政が連携を図りながら、災害に強いまちづくりを進めるため、全地区での自主防災組織の組織化に努めるとともに、防災士の資格取得の支援などを通じて、自主防災組織の活動を支援します。
 →成果指標①・②
- 自主防災組織の育成にあたっては、各組織に整備された資機材を使用した訓練など、効果的な防災知識の普及に努めます。

□市民の防災意識の普及啓発

- ・総合防災訓練や水防訓練の実施については、従来の防災関係機関のみならず、より多くの団体などの 参加を促進し、市民の防災意識の高揚に努めます。
- ・広報紙において継続的な防災情報の提供を行うほか、幼稚園・小・中・高等学校における行事を通じて、また事業所などを対象に防災情報の提供を行うことにより、防災知識の普及に努めます。
- ・自主防災組織の訓練などを通じて、防災知識の普及・啓発に努めます。また、高齢者などの世帯を中心として、防火意識の高揚と初期消火に対する知識を高めるため、市民に対する火災予防知識の普及と消火訓練の実施や広報活動の充実に努めます。
- 浸水が想定される地域などを示した * 洪水ハザードマップおよび地域の危険性を示す * 地震ハザードマップなどを活用した啓発活動を行い、防災意識の高揚に努めます。

■成果指標

成果指標		現状値	目標値
① 自主防災組織を記	役置している自治会の割合	96.9% (平成 23 年度)	100% (平成 29 年度)
指標値の根拠	現在 195 自治会のうち 189 自治会 186 組織の自主防災組織がある。組織化の啓発活動をすすめ、全ての自治会における自主防災組織化を図り、100%を目標とします。		
② 自主防災組織で活動する防災士の養成		20 人 (平成 23 年度)	200 人 (平成 29 年度)
指標値の根拠	防災士養成については、その知識を活用し地域防災力の向上が図れる。今後5年間で概ね全組織に1人以上の防災士となるよう200人の養成を目標とします。		

■市民・地域の協力

・自主防災組織への参加の機会を増やし、地域でのつながりを強めながら、日頃から防災対策に取り組むことが望まれます。

■主な事業

事業名	事業内容
自主防災組織育成事業助成 補助金	・ 自主防災組織の防災資機材などについて整備拡充を行います。また、未組織の自治会においては、組織化を促進します。

■個別計画

• 春日部市地域防災計画

